

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年4月3日

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 金 丸 和 史

平成30年度第2回定期監査

【監査結果】

指導事項4件

課等名	指導事項	措置事項
保育課	事務処理の不備による支払遅延の事案が見受けられましたので、事務改善を図り、再発防止に努めていただきたい。	随時、財務会計システム上で伝票の状態を確認し、未払いとなっているものについては、伝票処理を担当した職員に確認し、事務処理の不備を解消するよう努めます。
健康増進課	事務処理の不備による支払遅延の事案が見受けられましたので、事務改善を図り、再発防止に努めていただきたい。	実績報告及び請求受付から支払までの事務手続きの進行管理等について、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。
生涯学習課	事務処理の不備による支払遅延の事案が見受けられましたので、事務改善を図り、再発防止に努めていただきたい。	請求書の受領を係員全員が認識できる体制を整え、かつ伝票の進捗状況を把握し、速やかに支払い処理を行うこととします。
スポーツ振興課	事務処理の不備による支払遅延の事案が見受けられましたので、事務改善を図り、再発防止に努めていただきたい。	会計事務規則について課内で再確認し、規則に基づく適正な事務処理に努めます。

措置結果通知日 平成31年3月29日